

野田市農業委員会総会会議録（第4回）

1. 野田市農業委員会会長齊藤和夫は令和8年4月8日午後2時30分、野田市農業委員会総会を野田市役所野田市役所8階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりです。

〈農業委員〉

1 番	川 辺 茂	2 番	山 田 賢 一
3 番	筑 井 正	4 番	齊 藤 和 夫
5 番	石 塚 正 夫	6 番	遠 藤 一 浩
7 番	吉 岡 清 美	8 番	荒 木 大 輔
9 番	染 谷 美佐夫	10 番	宇佐見 稔 久
11 番	後 藤 和 久	12 番	鳩 貝 直 子
13 番	藤 井 愛 子		

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による農地転用許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について
議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について
議案第5号 農地法利用集積等促進計画について
議案第6号 令和8年度最適化活動の目標設定等について

- 第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 農地法第4条の規定による農地転用届出について
報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

2. 事務局長	渡邊 宏治
局長補佐	宮本 武志
農地農政係長	初見 利津子
主任主事	上田 和充

事務局 本日、欠席者はおりません。

推進委員からは、池澤委員の欠席の連絡がありました。

事務局からは以上となります。

議長 開会前に、本日運営委員会を開催いたしましたので、運営委員会議長より報告をお願いします。

後藤委員 本日運営委員会を開催いたしました。

協議の内容としましては、「令和8年度最適化活動の目標設定等について」事前に協議しましたことをご報告いたします。

今回の議案第6号で審議していただきますので、よろしくお願いします。

議長 ただいまから令和8年第4回野田市農業委員会総会を開会します。

事務局より報告がありましたが、野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

本日は議案第6号「令和8年度最適化活動の目標設定等について」を推進委員も含めて審議する必要がありますので出席していただいております。

なお、推進委員の方には、他の審議につきましても発言していただき、忌憚のない意見を願います。

続いて、議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

—異議なしの声多数—

異議なしと認めます。

10番 宇佐見 稔久 委員

11番 後藤 和久 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第6号までとなっております。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題としますが、野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、関係委員の退席を求めます。

—関係委員退席（会議室から退出）—

それでは、委員の関係する案件から事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号 申請番号3番から5番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

申請地は、田3筆合計4,909平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第1班より説明をお願いします。

宇佐見委員 今月は1班が担当で、4月3日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号1番から5番、8番、議案第3号1番、2番について私が報告します。

議案第1号6番、7番、9番、議案第2号1番、議案第3号3番から9番について筑井委員が報告します。

それでは、議案第1号 申請番号3番から5番について私から報告させていただきます。

申請地は田3筆で、連続した農地ではありませんが、すべて耕作されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第1号申請番号3番から5番までの事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号申請番号3番から5番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の入室を認めます。

—関係委員（自席に着座）—

議長 それでは、引き続き議案第1号に戻ります。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で2,521平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 申請番号1番について報告します。

申請地は畑2筆で、耕作されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、田1筆で1,915平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 申請番号2番について報告します。

申請地は田1筆で、耕作されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号6番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号6番についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

申請地は、田現況畑1筆で406平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

筑井委員 申請番号6番について報告します。

申請地は田現況畑1筆で、保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号7番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号7番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で合計1,592平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

筑井委員 申請番号7番について報告します。

申請地は畑2筆で、保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 8 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 8 番についてご説明いたします。

申請地は、田 1 筆で 621 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は非農家であり耕作ができないため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 申請番号 8 番について報告します。

申請地は畑 1 筆で、保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 9 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 9 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 740 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

筑井委員 申請番号 9 番について報告します。

申請地は畑 1 筆で、保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第1号について、事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。
質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号申請番号3番から5番以外の案件について、採決します。
本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。
次に移ります。

議長 議案第2号「農地法第4条の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。
申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 申請番号1番についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で330平方メートルとなっております。

転用の目的は専用住宅用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

筑井委員 申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

給排水関係は、上水道が既設配管からの取り出し、汚水、雑排水については、敷地内に合併浄化槽を設置し、処理水を道路側溝に放流、雨水は敷地内に雨水枡を設置し宅内処理敷となっております。

ります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をブロック塀で囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 申請番号1番の説明をする前に、6ページ、議案第3号申請番号9番まですべての案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は、許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは議案第2号申請番号1番の、その他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第2号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第3号「農地法第5条の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。
申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 申請番号1番についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

申請地は、畑3筆で合計3,297平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透となっております。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を単管パイプで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、田6筆で合計4,271平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 申請番号2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂る農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、埋め立てを伴い、周囲はコンクリートの側溝を設置する計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番、4番については関連する案件のため、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号3番、4番についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

申請地は、畑3筆で合計3,047平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

筑井委員 申請番号3番、4番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請番号3番と4番はそれぞれ離れた場所になりますが、どちらも農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、それぞれ保全管理された状態ですが、申請番号3番につきましては、地権者が建築物を建てて違反状態が続いていたものが、今回解消され申請されているとのことです。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、それぞれ周囲を単管パイプで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号5番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号5番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で合計1,658平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

筑井委員 申請番号5番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている状況でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を単管パイプで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 6 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 6 番についてご説明いたします。6 ページをご覧ください。

申請地は、田現況畑 2 筆で合計 1,551 平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃貸借権設定による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

筑井委員 申請番号 6 番について報告します。

農地区分と被害防除 の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている状況でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をネットフェンスで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、融資証明書の写しと残高証明書の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番 7 番、8 番については関連する案件のため、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 7 番、8 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 4 筆で合計 3,246 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

筑井委員 申請番号7番、8番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、それぞれ農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、それほど離れておりませんが、それぞれ雑草が生えている状況でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を単管パイプで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、融資証明書の写しと、残高証明書の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号9番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号9番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で598平方メートルの内、494.06平方メートルとなっております。

転用の目的は、使用貸借権設定による分家住宅用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

筑井委員 申請番号9番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると判断されますが、住宅のため例外規定に該当します。

当該地の現況は、保全管理されている状況でした。

給排水関係は、上水道が既設配管からの取り出し、汚水、雑排水については、敷地内に合併浄化槽を経由して、蒸発装置を使用し宅地内で処理し、雨水は敷地内浸透で処理となっております。

周辺農地への被害防除対策は、コンクリートブロックの土留めを設置する計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、融資証明書の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第3号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

〇〇委員 車両置場用地での転用の大半が外国人ですよね。

外国人の農地転用が増えて、近隣と色々トラブルを起こしているんですね。

農地は安いから、このままいくとどんどん外国人に買われていくと思います。

何か規制できることはないんですかね。

事務局 おっしゃるとおり、そういったお話は毎回、現地調査でもよく出るようになりましたが、外国人だから転用がどうか、車両置場用地がどうか、農地法については規制があるわけではありません。

農地を農地として買われる場合もあり、今のところ、国が動いている話としては、それぞれの自治体で、外国人による購入がどれくらいあるかといった数字の吸い上げは始まっているけれども、明確にこう規制しましょうという話はありません。

ですので、総会でもなかなか止めるというのは、難しいかなというところでございます。

決して差別するわけでも何でもありませんけど、こういうことが増えてきていますからね。

議長 外にございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号 申請番号1番についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和53年頃から宅地の一部として利用し、現在に至っております。

平成14年撮影の航空写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 申請番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和41年頃から宅地として利用し、現在に至っております。

平成2年撮影の航空写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいま議案第4号について事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第5号「農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号の説明の前に、農用地利用集積等につきましては、農政課の職員に同席を依頼しております。

4月の異動に伴いまして、新たに加藤係長が配属となりました。

それでは、8ページをご覧ください。

野田市長より令和8年3月24日付けで、令和8年度第1次農用地利用集積等促進計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画案の作成及び提出において、同条第3項の規定により農業委員会の決定を求められています。

9ページから11ページをご覧ください。

今回は訂正がございます。

11ページ47番から50番まで削除となります。

削除したことから、合計が変わりまして、筆数の合計が46筆、59,960.82平方メートル、畑の筆数が15筆、11,773.82平方メートルとなります。

それでは、一括分でございますが、5年から10年の賃借権及び使用貸借権設定が田31筆、畑15筆 合計59,960.82平方メートルとなっております。

次に12ページをご覧ください。

貸付分でございますが、田12筆22,263平方メートルとなっております。

以上です。

議長 ただいま議案第5号の事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

〇〇委員 削除した箇所の理由を教えてください。

事務局 はい、そちらは外国の方で、理由といたしまして、新規で大々的にやりたいとの事で、あつせんした経緯があつたんですけども、地権者の方から、当初約束した内容から大幅に行き違いがでてきたようで、ちょっと待つて欲しいとのことで、今日削除した経緯になります。

議長 外にございますか。

〇〇委員 市外の生産者の方が野田の農地を借りてということですが、どのような生産者の方か、事務局では把握できてますか。

事務局 この件に関しましては、△△委員が担当されてまして、△△委員、お願いできますか。

△△委員 それでは、私のほうから説明させていただきます。

現在、〇〇市のほうで4ヘクタールくらいの田んぼをやっていて、さらに水稻を拡大したいとの理由で、こちらに決められました。

2日に、耕作者と私で地権者への挨拶回りもさせていただきました。

トラクターや田植え機なども一通りそろっており、さらに増やしていく計画のようです。

〇〇委員 以前やっておられた方が早々にやめられたので、心配していたところ、〇〇市から片道30分ほどかかる中、やってもらえるということで、地元としても、農業委員としても、できることは応援して、頑張ってもらい、生産者として残っていてももらいたいと思います。

どういうことができるか検討しますが、皆さんの力を貸していただいて、見守っていただければ幸いです。

議長 外にございますか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

ではみなさん、見守っていただけるよう、よろしくお願いします。

これより議案第5号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第6号「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 13 ページをご覧ください。

農業委員会は、最適化活動の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされています。

令和4年2月2日付け農林水産省経営局長通知により、令和4年度からの最適化活動の目標設定等について、基本的な考え方が示されました。

農林水産省経営局農地政策課長より発出された「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づき、令和8年度の最適化活動の目標設定等を取りまとめ、市町村のホームページ等で公表するものです。

それでは14ページのⅠ農業委員会の状況からご説明いたします。

1 農業委員会の現在の体制は、農業委員 定数13、実数13、農地利用最適化推進員 定数14、実数14となっております。

農業委員の内訳としましては、13人のうち10人が認定農業者、女性2人、中立委員2人となっております。

次に2農家、農地等の概要ですが、こちらは農林業センサスや統計調査、農政課の調査等により記載しております。

続きましてⅡ最適化活動の目標をご説明させていただきます。

1 最適化活動の成果目標 (1) 農地の集積、①現状及び課題ですが、現状管内の農地面積は2,550ha、これまでの集積面積は180.1ha、集積率は7.1%となっております。

課題としましては、高齢化による労働力の低下や、後継者不足から年々農業従事者が減少している中、いかに新規農業者のあつせんを図れるか、また地域農業の中心となる担い手の確保と育成を図れるかが課題であると思われます。

次に15ページ、②目標になります。

令和8年度の目標ですが、集積面積は改正した指針を採用し新規集積面積を20haとし、今年度の目標集積面積は、これまでの180.1haに20haを足した200.1haとしました。

目標集積率は51%で県の目標指針となっております。

次に(2)遊休農地の解消、①現状と課題ですが、現状では、1号遊休農地面積67.4ha、うち緑区分の遊休農地67.4ha、黄色区分の遊休農地は0haとなっております。

②目標ですが、令和3年度の遊休農地面積80.9haを令和4年度から令和8年度までの5年間で解消することとし、毎年度、遊休農地を5分の1ずつ減少させることを目標とし、16.2haと設定しております。

課題では、遊休農地の発生・防止に努めていくために、農地所有者の意向を踏まえて、農地中間管理機構への貸付や、担い手及び新規参入者への集積・集約化をどのように図るかが課題と考えます。

次に、(3)新規参入の促進について、ご説明させていただきます。

①現状及び課題ですが、5年度新規参入者15経営体、4ha、令和6年度新規参入者13経営体、5ha、令和7年度新規参入者11経営体、2haとなっております。

令和5年度から農家要件がなくなったことから、家庭菜園的な耕作理由で新規参入者の数は増加傾向にあります。

課題として、高齢化による労働力の低下や、後継者不足から年々農業従事者が減少している状況にありますので、引き続き意欲ある農業従事者の新規参入を確保していく必要があると考えます。

②目標の、新規参入者に対する貸し付け等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地面積につきましては、令和5年度から令和7年度の権利移動面積の平均29.4haの1割である2.9haを目標に設定いたしました。

次に16ページ、2最適化活動の活動目標（1）推進員等が最適化活動を行う日数目標ですが、1日当たりの活動日数は前年同様に13日/月と設定いたしました。

（2）活動強化月間の設定目標につきましては、毎年度活動強化月間として3か月以上を目標とし、例年8月に行っていた農地パトロールは今年改選があるため11月を予定とし、9月から11月を、農地の掘り起こしの強化月間として設定しました。

（3）新規参入相談会への参加目標ですが、都道府県、市町村が実施する新規参入相談会に推進員等が1名以上参加することを目標とするとなっております。

市では行っていないため、前年同様、千葉県主催の農林水産就業相談会へ参加することを目標として設定いたしました。

説明は以上となります。

議長 ただいま議案第6号の事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

〇〇委員 地域計画を文言として入れてもらってよいと思います。

農地の集積は地域計画なので。

事務局 5月の総会のときに、目標値ではなくて、令和7年度の実績の提出を皆さんに確認していただくことがありますので、その際にまた改めてその文言については追記し、報告させていただくということによろしいでしょうか。

議長 異議なしと認めます。

外にございますか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第6号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 報告事項に移ります。

「報告第 1 号から第 3 号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 1 号から報告第 3 号についてご説明いたします。

報告事項の 1 ページから 3 ページをご覧ください。

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による相続等の権利移動の届出は、5 件受理しております。

次に 4 ページをご覧ください。

報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、1 件受理しております。

次に 5 ページから 8 ページをご覧ください。

報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、13 件受理しております。

なお、報告第 1 号から第 3 号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

以上となります。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

議長 以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。

(午後 3 時 30 分)